

令和8年2月5日

被保険者各位

ゴールドウイン健康保険組合  
理事長 藪中潔

### 令和8年度の健康保険組合の保険料率について

令和8年2月4日に開催した組合会におきまして、令和8年度の保険料率が下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。健康保険組合では、昨年はJ-ESOPによる影響もあり健康保険料率は1年間のみ暫定で料率を下げましたが、令和8年度は従来通りの報酬水準にて算出。その結果、一般保険料率は9.7%とし、介護保険料率は納付金の減額に伴い0.2%引き下げ1.7%としております。また、令和8年度より新たに子ども・子育て支援金の納付が開始されます。

### 記

#### 1、健康保険組合の保険料率

	健康保険料率 (%)			介護保険料率 (%)			子ども・子育て支援金 (%)		
	令和8年度	令和7年度	差異	令和8年度	令和7年度	差異	令和8年度	令和7年度	差異
事業主	4.850	3.500	+1.35	0.850	0.950	-0.10	0.115%	-	-
被保険者	4.850	3.500	+1.35	0.850	0.950	-0.10	0.115%	-	-
合計	9.700	7.000	+2.7	1.700	1.900	-0.20	0.230%	-	-

- ◆ 令和8年度から、子ども・子育て支援金の納付が開始されます。令和8年4月分(5月給与控除)から適用になります。
- ◆ 令和8年度の健康保険料率、介護保険料率は、令和8年3月分(4月給与控除)から適用になります。

以上